

国有林野の管理経営に
関する基本計画
(案)

〔平成 年 月 日策定〕

農林水産省

この国有林野の管理経営に関する基本計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第4条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成26年4月1日から平成36年3月31日までを計画期間とする国有林野の管理経営に関する基本的事項についての計画である。

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本方針	1
(1) 公益重視の管理経営の一層の推進	1
(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献	4
(3) 国民の森林としての管理経営	6
2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項	7
(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	7
(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	7
3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項	8
(1) 林産物等の供給	8
(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	9
4 国有林野の活用に関する基本的な事項	9
(1) 国有林野の活用の適切な推進	9
(2) 公衆の保健のための活用の推進	10
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項	10
6 国有林野事業の実施体制その他その事業の運営に関する事項	11
(1) 管理経営の事業実施体制	11
(2) その他事業運営に関する事項	11
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	12
(1) 人材の育成	12
(2) 地域振興への寄与	12
(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	12
(4) 関係機関等との連携の推進	13

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項をこの計画で明らかにするとともに、毎年度の実施状況を公表するなどの手続きにより透明性を担保する。また、管理経営の実施状況等を踏まえて、5年ごとに計画を見直し、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ、国民各層の理解と協力を得ながら適切な管理経営を行うこととする。

その際、国民の負託に応じて国有林野事業の使命を達成していくという意志を職員が共有し、一丸となってその推進に努めていくものとする。

1 国有林野の管理経営に関する基本方針

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

ア 重視すべき機能に応じた管理経営の推進

我が国の国有林野は、奥地脊梁山地や水源地域に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。近年においては、このような森林の有する公益的機能の発揮への期待

が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の保全等の観点から地球規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民のこうした要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、流域（森林計画区）ごとの自然的特性等を勘案しつつ、いわゆる公益林として適切な施業を推進することとする。

併せて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮するものとする。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくものとする。

機能類型区分	機能類型区分の考え方	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ	山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき森林	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ	原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ	保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき森林	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ	快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ	水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

森林の取扱いについては、人工林の多くが未だ間伐が必要な育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林も年々増加しつつあるという資源内容の変化を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮するものと

する。具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備、小面積・モザイク的配置に留意した施業、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生の抑制等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進するものとする。

また、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、重要な水源地域等において、今後とも民有林治山事業や他の国土保全施策との連携の下に治山事業を計画的に推進する。大規模な山地災害発生時には専門技術を有した職員を現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとする。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみでなく、森林の適切な保全管理等を効率的に行うために必要であり、森林の有する公益的機能が高度に発揮されるよう林道（林業専用道を含む。以下同じ。）及び森林作業道について、それぞれの道の役割や自然条件、作業システム等に応じて適切に組み合わせた整備を推進する。

イ 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策については、気候変動枠組条約の第17回締約国会議において、将来の枠組みへの道筋や京都議定書第2約束期間（平成25年から平成32年まで）等について合意文書が採択された。

我が国は、京都議定書第2約束期間における温室効果ガスの削減義務を負っていないものの、森林吸収源を含めた地球温暖化対策については、今後も国際的な報告義務が課せられていること等から引き続き着実に取り組むことが求められている。平成25年3月に地球温暖化対策推進本部において決定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」においては、地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来にわたる国民の生命・財産の安全を確保するため、切れ目ない対策の推進が必要との基本認識の下、今後策定される新たな地球温暖化対策計画の検討方針として、国際的に合意された新たなルールに則り森林吸収源対策やバイオマス等の有効利用を積極的に推進することとされている。農林水産省としては、国際的に合意された森林吸収源の算入上限値である年平均3.5%（1990年比）の吸収量の確保を図ることが必要であり、引き続き、間伐の実施を促進するとともに、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進することとしている。

国有林野事業においては、吸収量の確保のため、今後策定される新たな地球温暖化対策計画に基づき、森林の適正な整備や木材利用等の推進に率先して取り組むこととする。

特に、今後、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や、資源

の成熟に伴う伐採（主伐）面積の増加が見込まれる中で、将来にわたる吸収作用の保全及び強化を図る必要があることから、効率的かつ効果的な再造林手法の導入・普及等に努めることとする。

ウ 生物多様性の保全

我が国の国土の3分の2を占める森林は、遺伝子や種のレベルにおいて多種多様な生物が生育・生息し、立地条件や気象状況などの環境とともに多様で複雑な生態系を構成しており、生物多様性の保全において重要な要素となっている。特に国有林野は奥地脊梁山地や水源地域を中心に里山まで全国各地に所在しており、我が国の生物多様性の保全を図る上で重要な位置を占めている。

このため、国有林野の管理経営に当たっては、生物多様性の保全も含め期待される役割を十分果たせるよう、森林の健全性を維持・確保していく取組を、周囲の民有林で実施される施策を含めた地域の状況等に応じた目標を設定しつつ、持続していくことが重要となっている。

具体的には、平成24年9月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」等を踏まえ、環境行政との一層の連携及び協力を図りつつ、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進するとともに、地域の状況やモニタリング調査等で得られた知見などを踏まえた保護林等の区域等の見直しを推進することとする。

また、溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

その他の森林については、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化や里山等の積極的な整備など、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めることとするとともに、地域の特性を活かした効果的な森林管理が可能となる地区においては、地域やボランティア、NPO等と協働・連携し、荒廃した植生回復など森林生態系の保全等の取組を推進することとする。

さらに、地域の農林業や生態系に多大な被害を与えている野生鳥獣について、地域の関係行政機関等と連携しつつ、捕獲などによる積極的な個体数管理や共存に向けた森林の整備を推進する。

(2) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献

国有林野の管理経営に当たっては、民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、都道府県、市町村等との密接な連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくこととする。このた

め、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

ア 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、地域ごとの傾斜等の地形条件や資源状況の違いに応じた低コストで効率的な作業システムの提案・検証や、先駆的な取組についての事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に努めるものとする。

イ 林業事業体の育成

林業事業体の施業提案や集約化の能力向上、技術者の育成を支援するため、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、優良な林業事業体が正当に評価されるよう各都道府県における林業事業体の登録・評価の仕組みの活用や市町村単位での将来事業量を対外的に明確化する仕組みの導入のほか、競争性を確保しつつ、林業事業体の創意工夫を促進するための総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、先駆的な作業システムや手法についての事業レベルでの実行を促進するための特記仕様書の活用に取り組むこととする。

ウ 民有林と連携した施業の推進

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林共同施業団地を設定し、民有林野と連結した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等の実施、民有林材との協調出荷などに取り組むものとする。

エ 森林・林業技術者等の育成

森林・林業の再生に向け市町村行政の支援を行うため、国有林野事業において専門的かつ高度な知識・技術と現場経験を有する森林総合監理士（フォレストラー）等を系統的に育成することとする。

また、事業の発注や国有林野の多種多様なフィールドの提供等を通じて民有林の人材育成を支援するほか、大学等関係機関と連携した取組に努めることとする。

オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応しつつ、民有林経営への普及を念頭にした林業の低コスト化等に向けた技術開発を産官学連携の下に、より一層推進することとする。

その際、多様な森林とまとまりあるフィールドを有し、自らが造林・間伐

等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組むものとする。

(3) 国民の森林としての管理経営

国民共通の財産である国有林野の管理経営に当たっては、国有林野を「国民の森林」として位置付け、森林・林業再生への貢献等の新たな課題を踏まえつつ、国民に開かれた管理経営を推進するものとする。

その際、多様で豊かな自然環境や森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用しつつ、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等国民の要請に機動的・弾力的に対応することとする。

ア 双方向の情報受発信

開かれた「国民の森林」として管理経営の透明性の確保を図るため、管理経営状況の公表等の国有林野事業の実施に係る情報の開示、地域で開かれる自然教育活動への協力等を通じ、森林インストラクター等の活用も図りながら国民に対し森林・林業に関する情報提供や普及・啓発に努めるとともに、地域管理経営計画の策定等の機会を通じて広く国民の意見を聴くこととする。その際、これまでの取組実績、現状を評価した結果等を積極的に提示しつつ、地域管理経営計画案の作成前の段階から広く国民や地方公共団体等に意見を求める取組を進めることとする。

さらに、一般から公募する「国有林モニター」制度の活用等により国有林野事業の活動全般について国民の意見を聴くなど、国民と国有林との双方向の情報・意見の交換を図り、これらを通じて国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等、対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努めるものとする。

イ 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林インストラクター等の活用を図りながら森林環境教育の推進を図ることとする。また、教育利用の目標に基づき、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用を図るとともに、森林の有する多面的機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールド等の情報提供、農山漁村での体験活動とも連携した学習・体験プログラムの作成やフィールドの整備等の取組を推進する。

また、これに関して、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、地域への波及効果が期待される取組を積極的に推進するものとする。

ウ 森林の整備・保全等への国民参加

国民参加の森林づくりの推進のため、NPO、企業、地元関係者等多様な主体と連携した取組を進めることとする。

具体的には、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、NPO等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生に加えて、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組を進めるものとする。

また、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定等分収林制度を活用した取組を進めるものとする。

こうした取組を推進するに当たっては、国民の要請に応えつつ、変化に富んだ多様な森林づくりや世界文化遺産等との調和に配慮するなど、魅力ある森林景観の創出にも取り組むものとする。

森林管理署等は、これらの取組とともに、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う窓口としての機能を発揮するよう努める。

2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

(1) 森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理

国民共通の財産である国有林野を適切に保全管理することは、将来にわたって国有林野事業の使命を十全に果たす上で極めて重要である。

このため、山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止や保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施する。

また、森林の保全管理に当たっては、地域住民、地元自治体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄防止意識の啓発等に努めるものとする。

(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有する森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊富な森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要になってきている。

このため、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理

経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点で希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努めるとともに、特に原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息地等については、保護林として設定し、厳格な保全・管理を行うこととする。

これに加え、保護林を中心としたネットワークの形成を図るため、民有林関係者等とも連携しつつ「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めるものとする。

これらの設定に当たっては、研究機関等と連携し、生物多様性の保全等に関する科学的な知見を活用した設定状況の分析等に取り組み、その結果等を踏まえ、広域的な視点にたった配置となるよう配慮することとする。

入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等との利用のルール確立等を図るとともに、その内容等について地域外の者にも理解されるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処する。

また、立入が可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系や林業等に関する知識の普及啓発に努める。

さらに、保護林のあり方やその保全管理について、NPO等の国民の意見・協力を得るなどして、それぞれの保護林の状況も踏まえつつ幅広く検討し、適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携を確保する。

3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

(1) 林産物等の供給

国有林野事業においては、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、多様な森林資源を有している国有林野の特性を活かし、大径長尺材や檜皮（ひわだ）等の民有林からの供給が期待しにくい林産物の計画的な供給に努めるとともに、環境緑化木等国有林野に賦存する多様な資源については、公益的機能の発揮に配慮しつつ、地域振興、資源の有効利用等の観点から適切な供給に努めるものとする。

国有林野の林産物の供給に当たっては、より効率的な事業運営を図る観点から原則として立木販売によることとし、高付加価値を期待できる高品質材等の供給や、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの定着を図りつつ、素材（丸太）販売により実施する。

その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含

む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、地域の林業・木材産業の活性化に資することを旨とする国有林材の供給を推進する。

併せて、これまで間伐等で伐採されても利用されてこなかった小径木や造材後林内に放置されてきた根株・枝条などの未利用間伐材等について、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されたことを踏まえ「システム販売」を活用した需要者等への安定供給に取り組むとともに、更なる利用拡大に向けて木質バイオマスの利用など新たな需要開拓にも引き続き努めることとする。

さらに、今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の供給についても、需要者等への安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。

(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献

我が国の林業・木材産業は、生産・流通・加工の各段階が、小規模・分散・多段階となっており、木材需要者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっている。

このことを踏まえ、国有林野事業においては、林産物の供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めるものとする。

特に、これまで「システム販売」により需要者への安定供給等に取り組んできた実績や経験を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえたより広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努めるものとする。

また、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮する。具体的には、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握することなどの取組を推進することとする。

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

(1) 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用にあたっては、その所在する地域の社会的経済的状況、住民の意向等を考慮して、農林業の構造改善のための活用、公用、公共用施設への活用、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興、住民の福祉の向上、都市と農山漁村の交流の促進による地域社会の活性化に資するよう積極的に推進するものとする。

その際、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮しつつ、地域振興に寄与する太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等再生可能エネルギー源を利用した発電に資する国有林野の活用や地域のバイオマスエネルギー源としての共用林野制度の活用の推進に努めるものとする。

また、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に、地元自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組むものとする。

(2) 公衆の保健のための活用の推進

公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然景観が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等への利用が期待される「森林空間利用タイプ」の森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定して、広く国民に開かれた利用に供することにより、森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するものとする。

この場合、森林とのふれあいに対する多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民各層が四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、地域との合意形成を図り景観形成等の目標を設定しつつ、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくものとする。その実施に当たっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討の上、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、民間活力を活かした施設整備等の推進、及び地元自治体を核とした管理運営協議会の活用等やボランティア、NPO、企業等による資金や人的な支援を誘導するサポーター制度による整備・管理を支える仕組みの充実等に努めていくこととする。

また、特に一定の施設整備を行うべき地域については、需要動向等も踏まえつつ、広く公衆の保健利用に供するための計画を策定し、国土の保全、自然環境の保全等の公益的機能との調和を図りながら、民間の能力を活かして休養施設、スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設等の整備を行うものとする。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する基本的な事項

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼしたり、外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来樹種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じ

て民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

(1) 管理経営の事業実施体制

国有林野事業については、平成10年度から推進してきた抜本的な改革を通じて、民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等事業実施体制の効率化を進め、効率的な管理経営を推進してきたところである。

今後とも公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等新たな課題に対応した組織・要員の下で適切かつ効率的に行うこととし、事業の実施に当たっては、民間事業者の能力を活用しつつ、国の業務は保全管理、森林計画、治山等に限定し、伐採、造林等の実施行為は、その全てを民間事業者に委託して行うものとする。

また、林産物売払いに係る収穫調査等については、引き続き、国の監督下にある指定調査機関への委託を推進する。

なお、地域の実情等を踏まえつつ民間委託になじまないものについては、国で実施するなど適切に対処することとする。

(2) その他事業運営に関する事項

ア 計画的かつ効率的な事業の実行

国有林野事業債務管理特別会計の債務については、平成60年度までに着実に処理することとされており、適切な森林整備を通じた収穫量の計画的な確保や平成23年7月に閣議決定された森林・林業基本計画に基づく施策の推進によるコスト縮減などを着実に実施していくことが必要である。このため、地域管理経営計画等に基づく、計画的な事業の実行に努めることとし、その際、低コストで効率的な作業システムの普及・定着等を通じた木材生産等の低コスト化を推進するなど、引き続き計画的かつ効率的な事業の実行を図ることとする。

また、国有林野事業の各種事務処理を行うための「国有林野情報管理システム」や府省共通システムの活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達、森林GIS（地理情報システム）を活用した現場業務の支援などを通じ、効率的な事務処理の推進を図ることとする。

イ 安全・健康管理対策の推進

安全・健康管理対策の推進については、職員の安全と健康を守るとともに、事業の円滑な運営にとって不可欠な条件であることから、安全管理については、人命尊重を基本理念として、安全活動状況の分析・検討等、現場実態等に対応した安全管理体制の機能の活性化及び安全で正しい作業の確実な実践等適切な安全管理の積極的な推進等により、災害の未然防止を図るとともに、健康管理については、生活習慣病予防等の健康保持増進対策、心の健康づくり対策等の推進を図ることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 人材の育成

国有林野事業は、公益重視の管理経営を一層推進することに加え、人材育成を始めとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生への貢献といった使命を必要最小限の要員規模で十全に果たしていかなければならないことから、その人材の育成は極めて重要である。

このため、国有林野の管理経営のみならず、森林における生物多様性の保全や国民の需要に即した林産物の供給、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成・確保等国有林及び民有林において一体的に推進すべき施策を踏まえるとともに、開かれた「国民の森林」に向け新たな課題も念頭に置きつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識、能力、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため、実地を重視したOJTとともに研修の充実や森林総合監理士（フォレスター）等への系統的な育成、関係省庁等との人事交流等を積極的に行うこととする。

(2) 地域振興への寄与

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は、国有林野事業の重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等の取組は、地域振興にも寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業再生への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努めるものとする。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献

東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、早期の復興に向けて積極的な貢献に努める。

具体的には、被災地域において、生物多様性に配慮して海岸防災林の再生に取り組むこととし、その際、NPOや企業等と連携した植栽等にも取り組むこととする。また、地域の復興に必要な国有林野の貸付け・売払い要望等に積極的に対応するとともに、国有林野事業の全国的なネットワークを活用して、復興ニーズや民有林材の動向等に応じた木材の機動的な供給や復興用材をいつでも供給し得る体制の整備に取り組むこととする。

さらに、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）等に基づき、関係機関と連携し、国

有林野の除染に取り組むとともに、実証事業の実施等により、森林除染に関する知見の集積や技術開発に貢献することとする。

(4) 関係機関等との連携の推進

国有林野事業の推進に当たっては、これまで労働組合との共通の認識に立って取組を円滑に進めるとともに、関係行政機関等との連携に努めてきたところであり、引き続き、様々な森林・林業・木材産業関係者等との情報共有を図り、相互の理解と協力の下、連携した取組を推進するよう努めるものとする。